国保料の精算賦課

六・二パーセント増で確定

昨年八月に精算賦課を行ない九月分から精算後の賦課額で納入する国保料は、このほど今年度分の賦課額が確定し、八月までの仮賦課額との精算を終了しましたので、計算内容を付記した納入告知書をお届けします。

昨年一月一日以降国保加入者全員の七割給付実施に伴い、本人負担の軽減をはかったことによる市並負担の増額や、受診率の増加にもとづく医療費の増高等で、今年も全面七割給付を実施した市町村では大幅な国保料引き上げが行なわれていますが、当市では前年の実賦課額に対し六・二パーセントの増で押えることができました。

また、低所得者に対する国保料では、前年中の所得が十万円以下の世帯（甲号）と、十万円以上であるが、世帯主十万、被保険者一人につき四万円あて差し引くと所得がゼロになる世帯（乙号）の軽減分が、全額国庫負担となります。

軽減額は次のとおり。

◇甲号該当者

世帯主　千五百九十六円（前年、千二百円）

一人当たり　三百六十円（前年、二百七十二円）

◇乙号該当者

世帯主　千六十四円（前年、八百円）

一人当たり、二百四十円（前年、百八十一円）

納期限は延長

八、九月分の国保料については十月末日まで納期限を延長しましたので被害者で延納を希望するかたは取りまとめ組合が集金する際お申し出ください。

被災企業へ融資

申請により災証明を

今回の水害で直接、間接に被害のあった中小企業者で、運転、設備の資金を必要とするかたは利用しやすい次のような制度融資のご利用をおすすめします。

◇鉱業育成資金

運転資金＝五十万円以内

前年、貸付期間＝六カ月、店側改善資金＝五十万円以内、貸付期間＝十二カ月

なお、貸付期間は若干延長される予定です。

◇国民金融公庫

運転、設備資金とも三百万円以内、ただし、既に貸し付けを受けているかたは、合算して四百五十万円以内、

貸付期間＝七年以内

◇近代化、合理化資金

水害で機械、設備等を滅失、損傷して更新の必要がある場合は十月十五日までに申請してください。また既に貸し付けを受けているかたで、返済方法の変更を希望されるかたは早目に申請してください。

住民実態調査は延期

10月15日現在で実施予定の住民実態調査は、8・28水害のため、あらためてお知らせするまで延期いたします。

カギかけが第一

農繁期の防犯

いよいよ本格的な農繁期に入りますが、とかく忙しさから防犯が忘れられがちになります。

次のことがらについては十分ご注意はかい、各家庭ともがっちり防犯でかためましょう。

◇カギは確実にかけよう

新津郷では昼間の留守をたらう「空巣」が案外多く発生しています。また、つかれて熟睡した夜をねらう「忍びこみ」も油断はできません。

このようなドロボウを防ぐには完全なカギかけが第一です。忙しくとも戸締りとカギかけだけは忘れないようにしましょう。

次に、大金はできるだけ家に置かないようにすることです。

預金通帳と印鑑は別々に保管するなど、万一の事故に備え工夫いたしましょう。

◇幼児の水死事故防止、水の事故は夏だけでなく、とくに農繁期は幼児の転落水死事故がふえます。

子供の一人遊びや水辺の遊び、つりなどには、まわりの人が目を離さないで安全な指導を与えましょう。

◇火遊びの防止、

農繁期は子供の「マッチ遊び」からの火災もふえてきます。

火事のおそろしさを子供によく教え、マッチやライターなど危険なものは、子供の手のとどかないところにしまうなど、火災予防に十分気をつけましょう。

◇　◇　◇

国税についての納期、または申告、申請等の期限延長、あるいは軽減、免除、控除等は、次のとおりそれぞれ教済規定が適用されることになりますから、早目に税務署へご相談ください。

一、諸申告、申請、納税等の期限延長について

八月二十八日から十月三十日までに期限のくる、申告、申請、税金の納付等はすべて自動的に十月三十一日まで期限が延長されることになります。

二、納税猶予の申請について

災害によって納税が困難となったときは、提出して猶予を受けられます。

(1) 給与所得のある方

災害後二カ月以内に税務署長に申請してください。一年以内に限り納税を延期することができます。

(イ)、今年の見積所得金額が百万円以下の場合は、災害をうけた日から今年の十二月三十一日までは源泉徴収を猶予され、今年の一月

(ロ)、今年の見積所得金額が百万円以下の場合は、災害をうけた日から三月間源泉徴収を猶予することができます。

災害により住宅または家財の半分以上の損害をうけたとき

(イ)、今年の見積所得金額が百万円以下の場合は、災害をうけた日から今年の十二月三十一日までの間に徴収された税額は還付されます。

(ロ)、今年の見積所得金額が百万円をこえ百五十万円以下の場合は、災害をうけた日から今年の十二月三十一日までの間に徴収された税額の半分を、徴収猶予、または還付されます。

(ハ)、今年の見積所得金額が百五十万円をこえ二百万円以下の場合は、災害をうけた日から三カ月間源泉徴収を猶予することができます。

国税の軽減免除

家屋や財産の半分以上に損害をうけた人で今年の見積り所得金額で期限が延長されることになります。

二、納税猶予の申請について

災害によって納税が困難となったときは、

(1) 給与所得のある方

(イ)、今年の見積所得金額が百万円以下の場合は、災害をうけた日から月末日までに申請してください。

(ロ)、今年の見積所得金額が百万円をこえ百五十万円以下の場合は、災害をうけた日から月末日までに申請してください。

(ハ)、今年の見積所得金額が百五十万円をこえ二百万円以下の場合は、災害をうけた日から三カ月間源泉徴収を猶予することができます。

(2) 住宅または家財の半分以上の損害をうけたとき

(イ)、今年の見積所得金額が百万円以下の場合は、災害をうけた日から月末日までに申請してください。

(ロ)、今年の見積所得金額が百万円をこえ百五十万円以下の場合は、災害をうけた日から月末日までに申請してください。

(ハ)、今年の見積所得金額が百五十万円をこえ二百万円以下の場合は、災害をうけた日から三カ月間源泉徴収を猶予することができます。

(3) 相続税、贈与税について、これから申告し、また納税しなければならない方で相続や贈与をうけた財産に相当の被害を受けられたり、うけられる御予定のかたは、

(イ) 確定申告書で、その損害額を記載することによって控除の適用を受けられる御予定のかたは、月十五日までの所得税の確定申告書で、その損害額を記載することができます。

(ロ) 贈与税については、これから申告し、また納税しなければならない方で相続や贈与をうけた財産に相当の被害を受けられたり、うけられる御予定のかたは、税務署に水害特別相談を設け相談に応じて、ご利用ください。

☆　☆　☆

長寿祝う

敬老の日

敬老の日（九月十五日）市では、七十五才以上千百九十七名（男子四百六十一、女子七百三十六）のかたがた全員に記念品、八十五才以上の百十三名に敬老金、金一封を贈りその長寿を祝いました。

なお、当日は、県からも祝状子や記念品が贈られ市内各地域でさかんな敬老行事がもたれましたが創業九十周年をむかえた北越銀行でも、記念行事の一環として九十才（明治十一年生れ）をむかえた「敬老の日」を盛り上げ祝いました。

吊り鐘り他勝、長寿を十名のかたがたに記念祝いました。

郵便局

新町に

七月以降新町通り（二丁目）に新築工事中の新津新町郵便局がこのほど完成し、十月一日（日）開局、翌二日（月）から業務を開始します。

局員は斎藤繁雄局長ほか三名で、郵便、電報、振替貯金、保険、年金の窓口事務を取り扱います。

同局は、昭和三十四年に前の局が廃止されましたが、地元住民のつよい要望で八年振り新たに開局されたものです。

貯金の本人票

郵便貯金の本人票とは「貯金をしている本人」であることを郵政省が証明したものです。

この本人票をもっていますと、全国どこの郵便局でも自由におろせますから多額の現金を持ち歩かなくてもすみます。

万一、貯金通帳をなくしたり盗難にあったりしたときでも、郵便局では本人以外に支払いませんから貯金は安全です。

本人票は、郵便局の窓口へ最近写しました上半身の写真、貯金通帳、本人票交付請求書を提出すれば交付されます。

〈死者二名を出した田家桐の大沢地内のがけくずれ〉

〈生き埋めとなった一家六人を辛じて救出した金谷地内の山くずれ〉

〈杉の本木数十本を根こそぎ押し流した草水地内の山くずれ〉